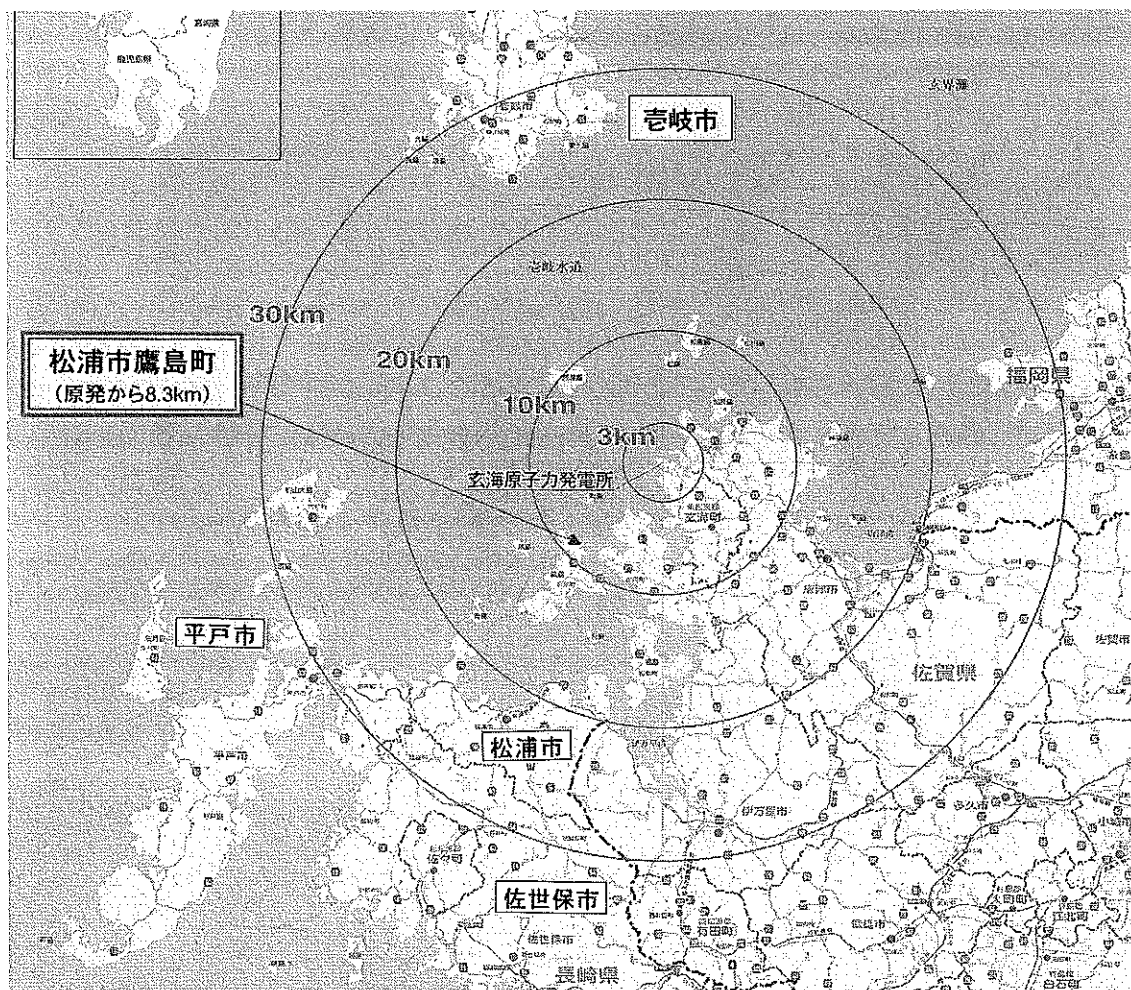


# 13 電源三法交付金制度の見直しについて

【経済産業省】

## 【提案・要望の具体的内容】

- 1 電源立地地域対策交付金等の対象地域の拡大について  
電源立地地域対策交付金の原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分及び電源地域振興促進事業費補助金の交付対象地域について、原子力防災対策を重点的に充実すべき地域（EPZ）を含む市町村に拡大すること
- 2 新たな地域振興対策の充実について  
原子力施設所在道県の区域内外に関わらず、EPZを含む市町村に対し、地域活性化、産業活性化等に係る新たな財政支援措置を講じること
- 3 火力発電施設向け交付金の見直しについて  
原子力を中心としたエネルギー政策のもとで行われた火力発電施設を電源立地地域対策交付金の対象外にするなどの削減措置を見直すこと



### 【1 電源立地地域対策交付金等の対象地域の拡大について】

#### ○対象地域の拡大とは

本県は、松浦市鷹島町が九州電力(株)玄海原子力発電所から最短で8.3kmの距離に位置し、「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」(EPZ)にありながら、同原子力発電所に係る電源立地地域対策交付金については、隣接市町の範囲(水域を隔てた場合6km以内)に該当せず、交付の対象外となっております。

これまで国は、防災対策に係るEPZと電源立地の推進・運転の円滑化を目的とした交付金制度とは趣旨が異なるとされてきましたが、福島第一原子力発電所の事故では、原子力災害が現在のEPZの範囲を超えて、広範囲で長期的に被害を及ぼしているところであり、交付対象地域を拡大していただくことを望みます。

### 【2 新たな地域振興対策の充実について】

#### ○新たな地域振興対策の充実とは

今回の福島第一原子力発電所の事故では、原子力災害が現在のEPZの範囲を超えて、広範囲で長期的に被害を及ぼしているところであり、原子力発電所が立地する周辺地域においては、農林水産業の振興や企業立地の促進等においても不利な条件を被ることから、原子力施設所在道県の区域内外に関わらず、EPZを含む市町村に対し、地域活性化、産業活性化等に係る新たな財政支援措置を講じていただくことを望みます。

### 【3 火力発電所施設向け交付金の見直しについて】

#### ○火力発電施設向け交付金の見直しとは

今回の原発事故による電力不足を契機として再生可能エネルギーの導入促進とともに、安定した電力の供給や運転コストの面から石炭火力発電所の重要性が再認識されているところであり、原子力を中心としたエネルギー政策のもとで行われた火力発電施設を電源立地地域対策交付金の対象外にするなどの削減措置を早急に見直していただくことを望みます。

#### 【H23年度から実施された削減措置】

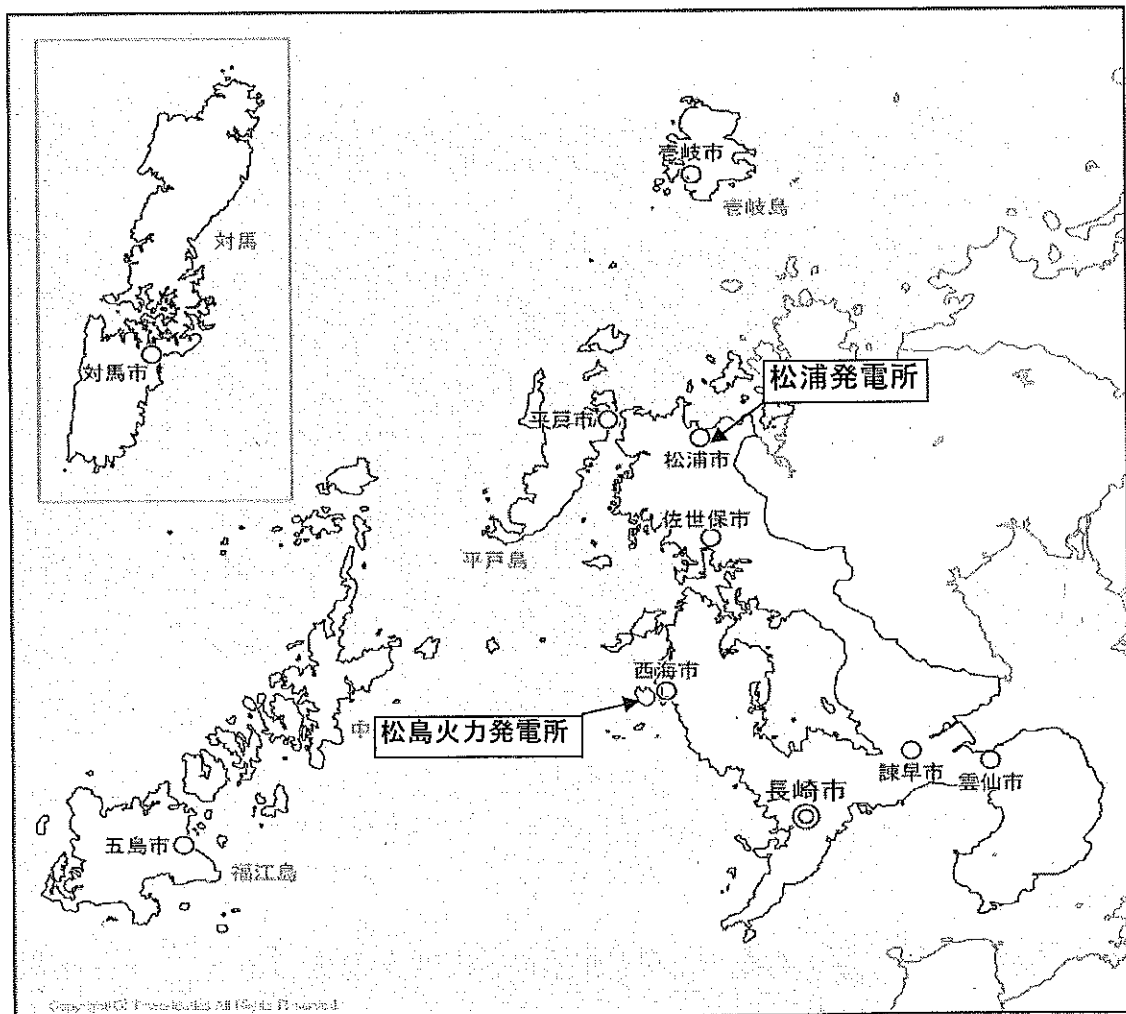
- ・電源立地等初期対策交付金相当分について火力発電施設向けを対象外とする。
- ・電源立地促進対策交付金相当分について火力発電施設向けを対象外とする。
- ・電力移出県等交付金相当部分について、火力に係る交付金算定係数の引き下げ。

## 14 石炭火力による安定的な電力供給確保について

【経済産業省】

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 安定的な電力供給を確保するため、安価で供給安定性に優れたエネルギー源である石炭火力発電の高効率化技術の活用を促進するとともに、CO<sub>2</sub>削減のための技術開発を推進すること
- 2 高効率化技術を本県に立地する石炭火力発電設備へ導入し、設備の増設・建設再開が図られるよう特段の配慮を行うこと



【この要望の背景・必要性は以下のとおりです。】

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、全国で原子力発電所が稼働停止し、厳しい電力需給状況が続く中、安定した電力の供給や運転コストの面から石炭火力発電所の重要性が再認識されております。また、国民生活への影響はもとより、電力供給の不安による生産拠点の海外シフトも懸念され、国内産業の維持のためにも、電力供給の安定化が望まれています。

現在、国においては、最適な電源の組み合わせを示す「エネルギーベストミックス」を柱として、エネルギー基本計画の見直しが進められているところですが、このような状況を踏まえ、再生可能エネルギーの導入促進、省エネルギーの推進とともに、石炭火力発電の必要性を重視し、石炭火力発電の高効率化技術の活用促進を推進するとともに、CO<sub>2</sub>削減のための技術開発を推進していただくようお願いします。

【1について】

○石炭火力の高効率化技術の活用促進とCO<sub>2</sub>削減技術の開発とは

石炭火力発電は、他の電源と比較し、資源量も豊富で調達先も安定しており、コスト面での優位性がある一方で、CO<sub>2</sub>発生による地球温暖化の問題が懸念されるため、CO<sub>2</sub>の発生を抑制する高効率発電技術等の活用を推進するとともに低炭素化に向けた技術の開発を進めていただくようお願いします。

【2について】

○高効率化技術を本県に立地する石炭火力発電所へ導入とは

本県においては、九州電力(株)及び電源開発(株)が松浦発電所、松島発電所に総出力370万KWの石炭火力発電設備を設置稼働し、電力の安定供給に極めて重要な役割を果たしております。

発電所の設備増設は、電力の安定供給はもとより地域に大きな雇用を生み出すなど、地域振興にも寄与するものであり、立地自治体をはじめ県民の期待も大きいところです。

つきましては、高効率化技術を導入し、現在工事が中断している松浦発電所2号機の建設工事再開と松島火力発電所の増設が図られるよう特段の配慮をいただくようお願いします。

# 15 合併後の新市町への支援策の充実強化について

【総務省】

## 【提案・要望の具体的内容】

1. 合併特例債の対象事業の拡大や充当範囲の拡充を図ること
2. 普通交付税の合併算定替に替わる新たな財政支援措置を講じること
  - ① 合併しても効率化できない経費や合併により新たに生じた財政需要を捉えた新たな補正の創設を行うこと
  - ② 一島一町村との合併については、合併後も引き続き、医療やごみ処理などの住民生活に密着した行政サービスが維持できるよう、従来の属島補正を拡充するなど、合併により属島化した地域を有することを要因とした新たな措置を講じること
  - ③ 離島市町においては、地理的要因に起因する漂流・漂着ごみの処理や立ち遅れた社会資本整備の整備など、離島であるが故の経費が生じていることから、従来の隔遠地補正を充実するなど、合併算定替終了後も離島の財政需要に不足を生じないよう措置を講じること

平成23年度普通交付税 市町別合併算定替増減比較表

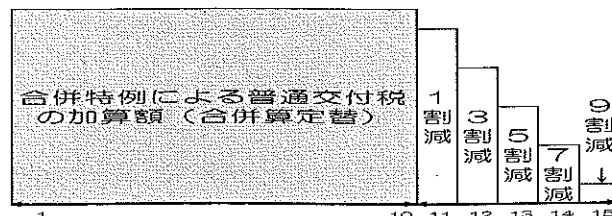
(単位：百万円)

合併年度	市町名	平成23年度	平成23年度	増減額			増減率 C/A*100 (%)
		交付決定額 合併算定替 A	交付決定額 一本算定 B	A	B	C	
16 17	長崎市	47,279	43,384	3,896			8.2
17 21	佐世保市	31,646	27,699	3,946			12.5
17	島原市	6,831	6,124		707		10.3
16	諫早市	18,826	15,152	3,674			19.5
17	平戸市	10,340	8,596	1,744			16.9
17	松浦市	5,862	4,853	1,009			17.2
15	対馬市	16,927	12,793	4,135			24.4
15	壱岐市	10,800	8,456	2,344			21.7
16	五島市	14,238	11,089	3,149			22.1
17	西海市	8,501	6,114	2,388			28.1
17	雲仙市	13,826	9,845	3,981			28.8
17	南島原市	15,287	10,671	4,616			30.2
16	新上五島町	8,983	6,454	2,529			28.2
	合計	209,346	171,229	38,117			18.2

合併団体平均→

2,932

普通交付税の合併算定の特例



## 【1 合併特例債の対象事業の拡大や充当範囲の拡充について】

### ○対象事業の拡大とは

公営企業における合併特例債の活用については、上水道事業、下水道事業、病院事業に限られているため、料金収入に限られる不採算事業に対する補助等について、広く対象とできるように対象事業の拡大を求めるものです。

### ○充当範囲の拡充とは

公営企業に係る合併特例債の活用については、上・下水道及び病院事業に限り、合併に伴う増高経費のうち、特に必要と認める経費に対する一般会計からの出資及び補助が対象とされており、増高経費については対象経費の最大50%が上限とされているため、増高経費のかさ上げや過疎債との併用について、充当範囲の拡充を求めるものです。

## 【2 合併算定替に替わる新たな財政支援措置について】

### ○新たな補正の創設とは

合併市町においては、旧市町村単位の支所の設置を継続する必要があることなど、合併後に一定の行財政改革を実施しても、削減が困難な経費があります。

また、合併により周辺部となった地域の振興や広域化に伴い薄れた地域住民の一体感の醸成など、「行政と地域住民との連携」や「地域間の交流」を図るためのさまざまな取り組みが行われています。

一方で、普通交付税による合併算定替は、合併後10年間となっており、その後5年間の経過措置（段階的に縮減）を経て無くなることから、合併団体であるが故に必要となる合併を起因とした財政需要に着目した新たな補正を創設する必要があります。

### （参考）周辺地対策としての具体的取り組み事例

#### ・対馬市の地域マネージャー制度

住民の多様なニーズに対応するため、職員が地域住民と一緒に生活に身近な課題の解決や地域の将来像の検討のために、地域担当職員を配置し、地域をリードする取り組み

#### ・西海市の集落支援員の配置

限界集落化した地域の活力を取り戻すため、職員が集落を定期的に回り区長らと実態調査を行ったり、地域の行事を手伝ったりして活性化策を模索する取り組み

### ○属島補正の拡充とは

一島一町村との合併については、合併後も生活関連施設（診療所やごみ・し尿処理施設など）や一定の役場機能を残す必要があるため、行財政の効率化には限界があり、また医師確保や交通対策などへは本土と比べ割高となる経費が生じています。

離島に対する財政措置を講じた現在の隔遠地補正は、合併算定替が終了すれば属島補正に移行することから、1島1町村と合併した市町では交付税措置額が大幅に減少することが見込まれます。

合併に伴い属島となる地域の行政経費は、現行の属島補正のみでは充足できないことから、属島化した地域の実情を的確に反映した属島補正の拡充を求めるものです。

※属島化した地域の財源不足額 △約14億円

<旧高島町△1億円、旧宇久町△5.2億円、旧大島村△2.5億円、旧奈留町△5.6億円>

### ○隔遠地補正の充実とは

離島市町においては、地理的要因に起因する漂流・漂着ごみの処理や立ち遅れた社会資本整備の整備など、離島であるが故の経費が生じています。

離島に対する財政措置を包括的に講じた現在の隔遠地補正は、合併算定替の終了とともに一本算定に移行するが、県内4離島の財政需要は、一本算定後の隔遠地補正の措置をとっても、なお多額の不足額を生じることから、各離島の財政需要に応じた措置の継続を求めるものです。

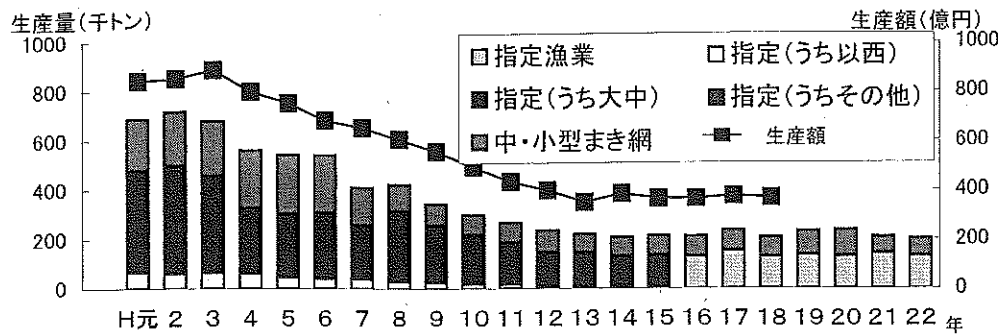
※合併算定替え終了による隔遠地補正の影響額 △約25億円

<対馬市△11.7億円、新上五島町△5億円、壱岐市△3.9億円、五島市△2.8億円外>

## 【提案・要望の具体的内容】

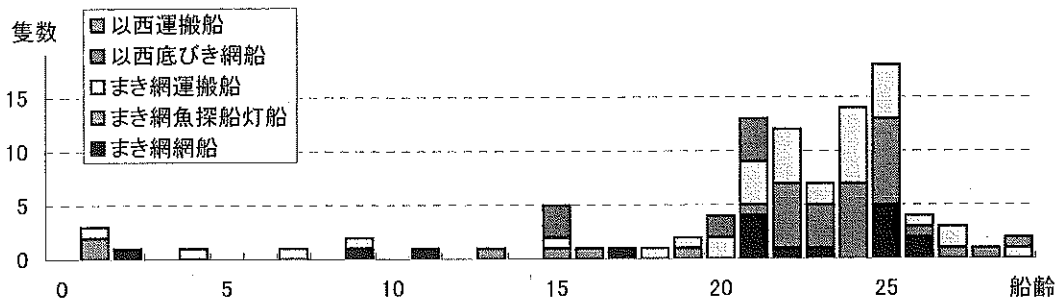
- 1 漁船保険制度の見直しについて
  - (1) 厳しい経営環境の中、使用漁船の老朽化が進んでおり、転覆・沈没事故等が起こった場合、現行の評価基準では代船を建造・購入することが非常に難しいことから、評価基準を改定すること。また、100トン以上の漁船の保険料についても国庫負担が及ぶよう制度を見直すこと
  - (2) 沈没漁船の引き揚げ及び撤去には多額の費用が必要となることから、漁船船主責任保険における最大保障額までを義務加入とする旨の制度改正を行うこと。併せて船主の負担軽減のための助成措置を創設すること
- 2 雇用対策の強化について
  - (1) 漁船漁業については、国際競争力を持ち、厳しい経営環境のもとでも操業可能な経営体の育成のため、水産業体質強化総合対策事業が実施されているが、もうかる漁業創設支援事業について、事業者が取り組みやすくなるよう条件の緩和や内容の充実を図ること
  - (2) 今後、安心かつ継続して船員の雇用を確保できるよう、海難事故防止対策を徹底すること
- 3 適正操業指導及び沿岸漁業との調和について  
沖合漁業の持続的な振興を図るためには、適切な資源管理の実践や沿岸漁業等と調和した操業が前提となることから、これらを確実に推進するため、
  - (1) 大臣管理漁業に対する適正操業指導の徹底及び取締りを強化すること
  - (2) 沿岸漁業との操業トラブル等を未然に防止するため、相互の話し合いの場を積極的に仲介すること等により、これら漁業の共存共栄を図ること
- 4 日本政策金融公庫資金について
  - (1) 沖合漁業等の経営環境が悪化するなか、漁業経営改善支援資金の利用促進を図るため、漁業経営改善計画の認定基準及び貸付要件を緩和すること
  - (2) 漁船や漁具の更新に必要な漁業経営改善支援資金等にかかる貸付限度額を拡充すること及び償還期間を延長すること

長崎県における大中型まき網漁船・以西底びき網漁船の船齢



注)統計調査項目の変更、及び経営体数の減少による秘匿処置により平成15年から大中型まき網漁、業16年から以西底曳網漁業の区分が不可能となった(平成22年は概数値)。平成19年より、漁業種類別精算額は公表されなくなった。

長崎県における指定漁業および中・小型まき網漁業の生産量・額の推移



【1 漁船保険制度の見直しについて】

◆ (1)

○使用漁船の老朽化とは

大中型まき網漁業の場合、通常、網船1隻、火船2隻、運搬船2隻の計5隻が船団を組んで操業していますが、本県大中型まき網漁船の平均船齢(船舶が進水した年月日からの経過年数)は、網船で20.3年、火船及び魚探船で21.7年、運搬船で21.0年となっています。また、以西底びき網漁船では、網船で18.7年、運搬船で29.0年となっており、老朽化が目立ちます。(H24.1現在)

○現行の評価基準では代船を建造・購入することが非常に難しいとは

新造漁船の保険価額(漁船の評価額(船価)のことは、原則としてその船の「建造価格」となりますが、中古船では水産庁長官が定める「評価標準」により算定しています。これは、今新たに同種同等のものを建造又は購入したときのトン当たりの価額を基準としたもので、進水後の経過年数毎に標準価額が定められているため、経過年数が長いほど標準価額が低くなることから、代船の建造又は購入が難しくなります。

○評価基準の改定とは

標準価額の見直しを指します。

○100トン以上の漁船が加入する場合の保険料の一部国庫負担とは

漁船保険は「漁船損害等補償法」に基づき、漁業者が使用する漁船本体や漁獲物に不慮の事故があった場合、これらの損害を補填して経営安定を図らせることが目的です。現在、普通損害保険の加入漁船のうち100トン未満のもので、義務加入又は集団加入の場合は純保険料に対して国が保険料の国庫負担を行っていますが、この国庫負担を100トン以上の漁船にも適用できるように制度の改正が必要です。

◆ (2)

○船主責任保険における最大保障額までの義務加入とは

「船主責任制限法」の改正により、船主の責任制限額が約6億円に引き上げられています。また、沈没した漁船の引揚げ及び撤去には多額の費用が必要となります。このため最大補償(100トン以上、漁船では20億円)までは義務加入とすることが必要です。

○そのための国の助成措置とは

船主責任保険の保険金額の大幅な増額には、船主が支払う保険料の負担が大きくなります。このため船主の負担軽減について国の助成措置が必要です。



## 【2 雇用対策について】

### ◆ (1)

- 国際競争力を持ち、厳しい経営環境のもとでも操業可能な経営体とは  
燃油高騰等による経営の悪化、漁船の老朽化、外国漁船等との漁場競合などの厳しい環境の下でも、改革型漁船の導入等により操業・水揚げ体制の合理化（コスト削減）を図っていける経営体です。
- もうかる漁業創設支援事業について事業者が取り組みやすくなるよう条件の緩和とは  
当該事業は、経営体質の強化に有効な事業であります。省エネ、省人、省力化は既に自助努力で行われていることから、事業を活用するにはミニ船団化等の取組しか対応出来ない状況で、これは即漁獲量の減少に繋がることから、現在の魚価安の状況では操業形態を大きく変えるような大胆な改革に取り組めない漁業者も少なくありません。そこで、安全性を重視した改革漁船の導入などの取組のみでも改革計画として認定できるように条件の緩和を要望します。
- 同じく、内容の充実とは  
当該事業においては、改革型漁船等の収益性改善の実証事業は3ヶ年、収益性回復の実証事業は2ヶ年を上限に用船料の助成があります。漁船漁業では天候不順による出漁日数の減少、漁獲対象魚の来遊の減少、魚価安等により、漁業者の努力にもかかわらず、やむを得ず改革計画どおりの水揚げ金額を達成出来ない場合があります。また、構造改革の効果を上げるためには、技術の習熟や流通の改革等に一定の期間を要します。そこで、例えば助成の期間の上限を延長できるような制度、また、水揚げ金額不足分の基金からの助成率においても状況により引き上げることができるような制度となるよう事業の拡充を要望します。

## 【3 適正操業指導について】

- 適切な資源管理とは  
漁業の持続的な発展を図るには、水産資源の適切な管理が必要であることから、新たな「資源管理・漁業所得補償対策」に基づき、国、県、関係団体及び漁業者が連携した資源管理の取組が必要です。
- 大臣管理漁業に対する適正操業指導とは  
関連法令や許可の制限条件等の遵守に関する指導や違反操業に対する取締りの強化はもちろんのこと、沿岸漁業者に配慮した操業の徹底等、操業秩序の確立に係る指導を望みます。
- 沿岸漁業との調和とは  
沖合域においては、大中型まき網漁業や沖合底びき網漁業と沿岸漁業との漁場競合が発生しています。沖合域の総合的生産力を発揮するためには、沿岸漁業と沖合漁業の相互理解を深め共存共栄を図る対策が必要です。

#### 【4 日本政策金融公庫資金について】

##### (1) について

○漁業経営改善計画の認定基準とは

漁業経営改善及び再建整備に関する特別措置法に基づき、付加生産額又は従業員一人当たりの付加生産額のいずれかについて、5年間の伸び率が15%以上となることが確実と見込まれることです。

○日本政策金融公庫の漁業経営改善支援資金等を貸し付ける際の要件緩和とは

経営環境の悪化により漁船の更新が進まず、船齢が耐用年数を超過するなど生産構造の脆弱化から要件を満たせなくなっているため、上記の伸び率及び取得等にかかる漁船（船団を構成した場合にあっては船団単位）の償却前経常利益が借入金の償還額の120%以上を確保することが確実と見込まれることについて、要件緩和を望みます。

##### (2) について

○漁業経営改善支援資金等にかかる貸付限度額の拡充とは

まき網漁船の新規建造費用は本船で1隻13億円程度が必要となるため、現在の貸付限度額の8億5,000万円では不足することから13億円に拡充を要望します。なお、以西底びき網漁船の新規建造費用は1隻3～4億円程度が必要となりますが、現在の貸付限度額は5億5,000万円であることから充足しています。

まき網漁船の漁具（網）の新規購入費用は、1億3,000万円程度が必要となるため、現在の貸付限度額の1漁労体あたり1億円では不足することから、1億3,000万円への拡充を望みます。

○償還期間の延長とは

現在の償還期限は、15年以内（うち据置3年以内）となっているが、漁船の実耐用年数（20年）に合わせた償還期限の延長を望みます。